令和6年度 水俣市一般廃棄物処理実績報告書

1 目 的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び同法施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、令和6年度一般廃棄物処理実施計画を策定し、これを実施した。

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

3 処理計画の対象区域

水俣市全域とする。

令和7年3月31日現在

面積	163.29	km²
世帯数	10,958	世帯
人口	21,420	人

4 一般廃棄物の排出状況

過去2ヵ年の一般廃棄物の排出状況(令和4年度及び5年度)は次のとおりである。

区分	令和4年度			伸率 (%)			
区 刀	搬入量	自家処理量	計	搬入量	自家処理量	計	押学 (70)
可燃ごみ	3,849 t		3,849 t	3,748 t		3,748 t	97.38%
生ごみ	912 t		912 t	850 t		850 t	93.20%
資源ごみ	1,071 t		1,071 t	970 t		970 t	90.57%
粗大ごみ	386 t		386 t	368 t		368 t	95.34%
直接埋立	0 t		0 t	49 t		49 t	皆増
し尿	4,704 t		4,704 t	4,442 t		4,442 t	94.43%
浄化槽汚泥	8,103 t		8,103 t	8,053 t		8,053 t	99.38%

5 一般廃棄物の処理主体

① 一般廃棄物(ごみ処理)のうち、可燃ごみ(生ごみを含む。)の収集運搬については、水俣市単独で市内の一般廃棄物収集運搬許可業者3者に委託し、資源ごみの収集運搬については、公益財団法人水俣市振興公社に委託して実施し、資源ごみ・粗大ごみの中間処理(資源化)後の不燃物カレットの最終処分については、水俣市において、市所有の最終処分場に埋立て処分した。

また、可燃ごみの中間処理(ガス化溶融)及び中間処理後の飛灰処理物の処分については、水俣市、津奈木町及び芦北町の1市2町で構成する複合的一部事務組合である水俣芦北広域行政事務組合が処理主体となり、同事務組合が設置する一般廃棄物処理施設(広域クリーンセンター)において、共同処理した。

なお、可燃ごみの中間処理(ガス化溶融)後の飛灰処理物の処分については、広域行政事務組合からの委託を受けて、水俣市が所有する一般廃棄物最終処分場において、埋立処分を行った。

② し尿・浄化槽汚泥については、収集運搬を水俣市(許可業者)が行い、中間処理については、水俣市、津奈木町及び芦北町の1市2町で構成する水俣芦北広域行政事務組合で共同処理した。

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	水俣市	広域行政事務組合 (1市2町共同処理)	広域行政事務組合/ 水俣市(委託)
生ごみ	水俣市	吉永商会	
資源ごみ	水俣市	水俣市	
粗大ごみ	水俣市	水俣市	水俣市
有害ごみ	水俣市	見積り合せにより決定	
し尿	水俣市(許可業者)	広域行政事務組合 (1市2町共同処理)	
浄化槽汚泥	水俣市(許可業者)	広域行政事務組合 (1市2町共同処理)	

6 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

- ① ごみの排出抑制・再資源化計画
 - ア 排出抑制の方法

ごみの排出抑制を図るため、次の事業を行った。

= > - \$1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \						
事業名	目的・内容	摘要				
リサイクル推進事業	ごみを23種類に分別し、ごみの再資源化を図った。					
牛乳パック拠点回収事業	牛乳パックを分別し、資源価値を高め再資源化を図った。					
	生ごみ処理容器「キエーロ」の無償貸与事業による普及を行い、生ごみの自家処理を図った。					
食用油リサイクル	廃食油の分別収集と再資源化を行った。					

イ 再資源化の方法及び量

分別により収集したごみについて、次のとおり再資源化を図った。

ごみの種類		再資源化の方法	回収量(t)
可燃ごみ		溶融スラグ⇒道路路盤材	164
生ごみ		堆肥	770
生きびん		洗浄後、飲料水のびん	13
雑びん(透明・茶)		ガラスびんの原料	106
ペットボトル		ペットボトルの原料など	63
プラ製容器包装		プラスチック製品の原料	139
アルミ缶		アルミ製品の原料	47
スチール缶		鉄製品の原料	33
紙類	資	再生紙	326
布類	源	古着・工業用ウェス	113
食用油	Ĭ J 1	BDF及び石鹸	3
小型家電	み	希少金属(レアメタル)を取り出して再利用	1
電気コード		銅製品の原料	6
鉄くず		鉄製品の原料	36
銅線コイル		銅製品の原料	3
基板		希少金属(レアメタル)を取り出して再利用	0
硬質プラスチック		プラスチック製品の原料	1
雑びん(その他の色)		ガラスびんの材料	18
廃乾電池		再資源化委託(一次電池、二次電池、コイン電池)	9
廃蛍光管	水銀		3
水銀体温計	含有廃		0
水銀血圧計	製品		0
粗大ごみ		破砕処理後、金属部分のみ鉄製品原料へ	365

ウ 関連施設の概要

施設名	所在地	処理能力	処理対象物
水俣市環境クリーンセンター	水俣市築地9-40		資源ごみ・有害ごみ・ 粗大ごみ

② 収集•運搬計画

ア 収集運搬するごみの種類と方法

(ア) 排 出 者

収集運搬は、一般家庭から排出されるごみとし、事業活動によって生じる一般廃棄物については、収集運搬を行わないので、自ら適正に処理するか、直接、市環境クリーンセンターに自己搬入 又は許可業者に収集運搬を委託して行った。

収集はステーション方式で実施し、排出者は可燃ごみ・生ごみ、容器包装プラスチックについて収集当日の午前8時30分までに各地区ステーションに排出した。その他の廃棄物については、ステーション毎に決められた時間に排出した。

なお、各ステーションの設置主体は自治会とし、市に事前協議を行い、自治会において設置、変更及び廃止を行い、設置されたステーションは市の台帳に登録管理。登録されたステーション及び申請時間以外の一般廃棄物の排出は認めなかった。

また、次に掲げる公共施設において、資源ごみの収集運搬を委託している公益財団法人水俣市振興公社において、平成26年度から実施している「その他の紙」、「容器包装プラ」の拠点回収については、引き続き受託者である公益財団法人水俣市振興公社において、自主事業として継続した。

○可燃・生ごみ収集ステーション数

758箇所

○資源・粗大ごみ収集ステーション数

316箇所

○拠点回収実施施設

4施設

① もやい館

② 総合体育館 ③ 武道館

④ おれんじ館

(イ) 分 別

収集運搬は、可燃ごみ、生ごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大・不燃ごみの5種別23品目に分別し、 実施した。

(ウ) 収集主体

可燃ごみ、生ごみ、資源ごみ、有害ごみ、粗大・不燃ごみ全て委託

<i></i>	みの種類	収集主体	収集方法	収集回数	収集袋	収集運搬業者(住所・氏名)
	可燃ごみ)HOL	無指定	水俣市月浦367-1 南部環境㈱
	生ごみ			週2回	指定	水俣市古賀町2-12-7 ㈱環境総合技術センター
家 庭 系	家 プラスチック製 容器包装	委託	ステーション	週1回	無指定	水俣市月浦54-110 ㈱吉永商会
糸	資源ごみ			月1~2回	コンテナ 回収容器	水俣市牧の内3-1
	有害ごみ				回収容器	
	不燃ごみ 粗大ごみ			月1回		(公財)水俣市振興公社
事	業系ごみ	_	_	_	_	_

イ 収集区域の範囲と収集運搬するごみの量

水俣市全域とした。

ごみの種類	計画収集人口 (人)	自家処理 人口(人)	収集	集量(t)	直接搬入量 (t)	自家処理量 (t)
可燃ごみ			直営	0.200		
可燃こみ	21,420		委託可燃ごみ計	2,328 2,328	1,303	
4	,		直営	415	,	
生ごみ	21,420		委託生ごみ計	415 415	357	
V# V# ~ ~ ~ ~			直営			
資源ごみ	21,420		委託資源ごみ計	670 670	301	
************	,		直営			
直接埋立	21,420		<u>委</u> 託 直接埋立計	0	40	
	,		直営			
粗大ごみ	21 420		委託	240 240	195	
1	21,420		粗大ごみ計 ごみ排出	240	125	
人口計	21,420)	量計	3,653	2,126	

③ 中間処理実績

ア 中間処理施設に投入されるごみの搬入者別内訳量

計画収	集量(t)	直接搬入量	計(t)
直営	委託	(t)	п Г (С)
	3,653	2,086	5,739

イ 処分方法

可燃物の中間処理は水俣芦北広域行政事務組合クリーンセンターで溶融処理を行った。 資源物のうち圧縮処理が必要なもの及び粗大・不燃物の破砕処理については業者委託を行った。

ごみの種類	処分方法	中間処分量(t)	処理区分
可燃ごみ	水俣芦北広域行政事務組合クリーンセン ター溶融炉で焼却処理	3,631	溶融
生ごみ	堆肥化	772	堆肥化
缶類	収集後、再選別のうえプレス処理	80	再選別・プレス
プラ製容器包装	再選別のうえプレス処理	139	再選別・プレス
食用油	BDF化及び石けん加工	3	BDF・石けん
小型家電	破砕処理後基盤類を選別	1	破砕•選別
その他資源物	一定量保管後売却	735	保管
乾電池•蛍光管	一定量保管後再資源化委託	12	破砕•選別
粗大ごみ	破砕処理後、可燃部分は焼却処理、金属 部分はプレス処理。残渣は埋立処理	365	せん断・破砕・プレス
	合 計	5,739	

(可燃ごみの中間処理(事務の共同処理)先)

住所•氏名	処理を行う場所	処理内容	処理量(t)	残渣の処分方法
	水俣市築地9-40 水俣芦北広域行政事務組合 クリーンセンター	可燃ごみの溶融	3,631	埋立処分

※構成市町村 水俣市 芦北町 津奈木町

(中間処理委託業者)

住所·氏名	処理を行う場所	委託内容	委託 量 (t)	残渣の処分方法
東京都江東区木場2-17-2 川重環境エンジニアリング (株)	水俣市築地9-40 水俣市環境クリーンセンター	粗大ごみ処理施設(破砕機)及び 資源化施設(金属プレス機)の運 転管理業務	365	埋立処分
水俣市牧の内3-1 水俣市振興公社	水俣市築地9-40 水俣市環境クリーンセンター	資源化施設(資源ごみ等の選別 作業及び容器包装プラ圧縮機) の運転管理業務	139	
水俣市月浦54-110 ㈱吉永商会	葦北郡芦北町大字古石431 吉永商会リサイクルセンター	生ごみの堆肥化	772	
水俣市浜松町5-8 水俣芦北リターンネット	同左	食用油のBDF化及び石けん 加工	3	
水俣市塩浜町278-6 アクトビーリサイクリング㈱	同左	小型家電の分解	1	
見積り合せによって決定		乾電池の処理及び再資源化	9	
見積り合せによって決定		蛍光管の処理及び再資源化	3	

ウ 処理施設の概要

- (ア) 焼却施設 無し
- (イ) 粗大ごみ処理施設

施設名	所在地	型 式	処理能力	処理対象	処理量(t)	残渣量(t)
回転式破砕機	水俣市築地9	併用	16t/5h	不燃•粗大	365	234
圧縮機	番40号	圧縮	1t/5h	資源·粗大	446	

※回転式破砕機から発生する可燃物=

0 t

(ウ) 粗大ごみ処理施設以外の資源化等を行う施設

施設名	所在地	型 式	処理能力	処理対象	処理量(t)	残渣量(t)
廃プラ圧縮機	水俣市築地9		3t/h	プラ製容器包装	139	
	番40号	圧縮				

選別圧縮した資源物については、回収業者に売却または再商品化委託した。

資源物の種類		住 所 ·氏 名	委 託 量(t)
生ごみ		水俣市月浦54-110 ㈱吉永商会	770
生きびん		水俣市浜松町5-8 ㈱田中商店	13
雑びん(を	茶· 透明)	水俣市浜松町5-8 ㈱田中商店	106
缶類		随時	80
紙類	ダンボール 新聞・チラシ その他紙類	 随時	326
布類		随時	113
食用油		水俣市浜松町5-8 水俣芦北リターンネット	3
小型家電		水俣市塩浜町278-6 アクトビーリサイクリング㈱	1
鉄くず ま	卡鉄くず	随時	45
粗大破砕・金属プレス		随時	365
ペットボトル		水俣市浜松町5-95 (福)水俣市社会福祉事業団 わくワークみなまた	63
プラ製容器包装		東京都港区虎ノ門1-14-3 (財)日本容器包装リサイクル協会	139
雑びん(その他)		東京都港区虎ノ門1-14-3 (財)日本容器包装リサイクル協会	18
硬質プラ	スチック	兵庫県高砂市中筋5丁目20番24号 (株)木村	1
廃乾電池	1	見積り合せによって決定	9
廃蛍光管		見積り合せによって決定	3

エ あわせ産廃の処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第11条第2項に基づき、一般廃棄物の処理に 支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理することが可能で、かつ、必要と認める次に掲げる少量 の産業廃棄物の処理並びに事業系資源ごみの受入れ及び資源化を行った。

- (1) 水俣市浄化センターから生じる下水道汚泥の最終処分(※広域からの委託処理分)
- (2) 事業活動から生じる不要物又は有価物のうち、従業員の飲食に伴い発生する家庭ごみ(一般廃棄物)と同様の性状を有する資源物で、本市における家庭ごみ(資源ごみ)の分別方法に準じて分別された次に掲げる少量(概ね1日300kg以内)の事業系資源物
 - ① 飲料用空き缶 ② 空きびん
- ③ 容器包装プラスチック(製造過程から生じるものを除き、従業員の飲食に伴うものに限る。) ④ ペットボトル
- ⑤ 発泡スチロール(小規模事業所から排出されるもので、1日1事業所当たり10kg以内)
- (3) 事業活動から生じる有害ごみのうち、家電販売店、建設業、電気設備業を除く小規模事業所が排出する少量の廃蛍光管及び廃乾電池(※1日1事業所当たり10kg以内。)
- (4)事業活動から生じる産業廃棄物のうち、事業者自らが処理困難な筆記具等の小型の事務用品(1日1事業所当たり10kg以内) 5

4 最終処分計画

ア 施設に投入されるごみの内訳

単位:t

粗大ごみカレット	焼 却 灰※	その他の処理残渣	合 計
234	303	40	577

※焼却灰の最終処分量については、水俣市下水道汚泥、津奈木町、芦北町の可燃物分も含む。

イ 埋立計画

焼却処理後の焼却灰、破砕処理後の残渣及び不燃ごみ(粗大ごみ)について、岡山不燃物埋立地にて埋立 処分した。

ウ 最終処分場の概要

施設名	所在地	埋立面積	全体容量	残余容量※	坦	里立量 (m³)
	水俣市 袋1587-11	24,500 m³	127,137 m³	31,921 m³	埋立量	877

※平成21年度及び平成29年度に残余容量調査を実施し、正確な残余容量を測定した。 計算は、1tあたり覆土を含め、1.52㎡埋め立てるものとする。

⑤ その他

ア特別管理一般廃棄物

(7) PCB廃家電 なし(イ) ばいじん なし(ウ) 感染性一般廃棄物 なし

イ 適正処理困難物

(ア)法第6条の3の指定に係る一般廃棄物

ガスボンベ、スプリング入りマットレス、廃タイヤ、オートバイ、農薬等については、収集・施設への受け入れをしない旨を実施計画で公示した。

(イ)その他の廃棄物

- ウ 住民・事業所に対する広報啓発活動
- (ア) 廃棄物減量等推進審議会等の設置

水俣市環境審議会(諮問機関)の設置

ゼロ・ウェイスト円卓会議の設置

リサイクル推進委員会(316名)

各ステーションにおける指導徹底の為、研修会を実施(年1回)

(イ)廃棄物減量等推進員の設置

リサイクル推進委員(316名)水俣市全域

各ステーションにおける分別指導

(ウ)研修・施設見学の実施

随時受入・年1回のリサイクル推進委員研修会時実施

(エ)その他

市報・ホームページによる広報

- エ 事業所ごみの排出抑制・適正処理について
- (ア) 適正処理ガイドブックによる情報提供、施設内での展開検査の実施等による事業所ごみの排出抑制・ 適正処理の推進に取り組んだ。
- (イ) 食品リサイクル法に基づく「食品関連業者」等における「食品ロスの削減」及び「食品廃棄物の排出抑制」「再生利用」の促進のための情報提供、指導等の強化を図った。
- オ 一般廃棄物処理業の許可について
- (ア) 市外事業所の新規・更新の許可は、特定の事業所ごみ等に係る限定許可とした。
- カ災害廃棄物の処理

水俣市地域防災計画及び熊本県災害廃棄物処理計画との整合性を図り、別に定めた。

(2) 生活排水処理実績

① 生活排水処理人口

※令和7年3月31日現在

1 計画処理区	区域内人口※	21,420	人
	2 水洗化・生活雑排水処理人口	16,411	人
	1) 下水道人口	10,640	人
	2) 農業集落排水処理人口	0	人
	3) コミュニティ ・ プラント	0	人
	4) 合併処理浄化槽人口	5,771	人
	3 水洗化·生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,326	人
	4 非水洗化人口	3,683	人
	1)計画収集人口	3,683	人
	2)自家処理人口	0	人
5 計画処理	区域外人口	0	人

② 収集運搬実績

ア 収集運搬する生活排水の種類と方法

(ア) 種類

し尿及び浄化槽汚泥とする。

(イ) 方法

許可業者により収集した。

(ウ) 収集回数及び収集方法

し尿については、月1回の計画収集を実施し、浄化槽汚泥については 各戸から許可業者への依頼により個別収集を実施した。

生活排水 の種 類	収集主体	収集運搬業者(住所・氏名)
		水俣市古賀町2-12-7
し尿	許可	㈱環境総合技術センター 代表取締役 島田好久
	ŭ l ∟1	水俣市月浦367-1
		南部環境(株) 代表取締役 井手原慎吾
		水俣市古賀町2-12-7
▶ 净化槽汚泥	許可	㈱環境総合技術センター 代表取締役 島田好久
1子 1七/1百1/ブルロ	ŭl ₽J	水俣市月浦367-1
		南部環境(株) 代表取締役 井手原慎吾

イ 収集運搬する区域と収集運搬するし尿・浄化槽汚泥の量

※区域は水俣市全域とする。

(単位:kl)

種	類		計 画 収	集量		自家処理量
7至	75	直営	委託	許可	計	口水尺在里
L	尿			4,300	4,300	
浄化村	曹汚泥			8,161	8,161	
合	計			12,461	12,461	

ウ 中継施設の概要

施設名	所 在 地	貯 留 能 力	備考

③ 中間処理計画

水俣芦北広域行政事務組合の処理計画による。

ア 中間処理施設へ搬入されるし尿・浄化槽汚泥の搬入者別内訳量

単位:t

/ 一门的/巴·玉/尼欣	1/1X/ C 4 C 0 C //	16 11 1010101010101010101010101010101010		1 1-2-0
種類	直営	委 託	許可	合 計
し尿			4,300	4,300
浄化槽汚泥			8,161	8,161

イ 処分方法

	(H	中間処	L理量 (t)	
種類		施設処理	下水道投入	計
し 尿 及 び 浄化槽汚泥	アール・ビー・エス月浦センターにおいて微生物処理を行い、し渣は堆肥化し、処理水は水俣市公共下水道へ放流した。	12,461		

ウ 中間処理施設の概要

施設名	所在地	型式	処理能力	処理量	残渣の種類
㈱アール・ビー・エス 月浦センター	水俣市月浦 54-190	自然浄化 法(微生 物処理)	95 t/ 日	95 t/日	し渣 生成汚泥(肥料) 処理水(下水道)

④ 最終処分計画

水俣芦北広域行政事務組合の処理計画による。

ア 処分する量 (予定量)

/ 処分りる里 (了足里/				
処分方法			種	類	
	焼却灰	汚泥	有機液肥	し尿	浄化槽汚泥
埋立	t	t	kl	kl	kl
農地還元	t	t	kt	kl	kl
海洋投入	t	t	kl	kl	kl

イ 処分方法

組合の構成市町から排出されるすべてのし尿・浄化槽汚泥は、㈱アール・ビ・エス月浦センターで陸上処理する。

中間処理後のし渣は、広域クリーンセンターで溶融処理し、飛灰は水俣市岡山最終処分場に埋立。

海洋投入処分委託業者 住所・氏名								
ウ 処理施設名	(埋立処分施設)							
施設名	所 在 地	埋立面積	全体容量	残渣容量	埋立量			

(海洋投入処分の場合)

し尿				
浄化槽汚泥				